

(参考資料7) 「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表 (令和3年8月建議分)

改 定 案	現 行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p> <p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>(略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>(略)</p> <p>II 卸売分野等における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 卸電力市場の透明性</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>① インサイダー取引</p> <p>一部の電気事業者のみが、インサイダー情報(注)を入手し、これに基づいて取引を行うことができるとすれば、当該情報を知る電気事業者のみが当該情報に</p>

改 定 案	現 行
<p>基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万kW以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万kW以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(f) 認可出力10万kW以上の発電ユニットにおいて<u>継続する24時間以内</u>における合計240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。ただし、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない（注）。</p> <p>(g) 上記(f)により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）</p> <p>(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記(a)～(c)にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるも</p>	<p>基づいた取引により卸電力市場で利益を得て、他方で当該情報を知らない電気事業者が損失を被るおそれがある。このように、インサイダー情報を知る一部の電気事業者のみがインサイダー情報を知って取引を行うことは、卸電力市場における健全性と公正性を損なうおそれがあることから、電気事業法に基づく業務改善命令又は業務改善勧告の対象となり得る。</p> <p>(注) インサイダー情報とは、電気の卸取引に関係があり、卸電力市場（相対契約を含む。）の価格に重大な影響を及ぼす以下の事実等をいう。</p> <p>(a) 認可出力10万<u>キロワット</u>以上の発電ユニットの計画外停止に係る事実（停止日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び発電容量）</p> <p>(b) 上記(a)の発電ユニットを保有する発電事業者が合理的に推測する当該ユニットの停止原因及び復旧見通し</p> <p>(c) 認可出力10万<u>キロワット</u>以上の発電ユニットの計画停止を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(d) 上記(c)の決定を変更する決定を行った場合における当該変更決定の事実（当該変更決定を更に変更する場合も含む。）</p> <p>(e) 上記(a)又は(c)の発電ユニットの復旧予定日を決定した場合における当該決定の事実</p> <p>(f) 認可出力10万<u>キロワット</u>以上の発電ユニットにおいて<u>10万キロワット以上の出力低下が24時間以上継続することが合理的に見込まれる場合</u>（当該出力低下を決定した場合を含む。）における当該事実（出力低下日時、ユニット名、当該発電ユニットが所在するエリア及び出力低下量）。ただし、自然変動電源（例えば太陽光発電や風力発電など）において、設備など発電能力に問題がなく単に未来の気候条件により発電量の低下が見込まれる場合はこの限りでない（注）。</p> <p>(g) 上記(f)により開示された見込みに変更が生じた場合における当該変更後の見込み（当該変更後の見込みを更に変更する場合も含む。）</p> <p>(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等</p> <p>なお、上記にいう発電ユニットの「停止」とは、発電ユニットが電力系統から解列することを指し、そのうち「計画停止」とは発電事業者が意図して行うものをいい、「計画外停止」とは発電事業者の意図とは無関係に起こるものをいう。<u>DSS</u></p>

改 定 案	現 行
<p>のをいう。<u>需要が低いときに行う停止であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えない日常的な運用</u>（注）による停止については、公表対象となる発電ユニットの「<u>計画停止</u>」には含まれない。</p> <p><u>（注）DSS（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用））、バランス停止、ユニット差替え、揚水式水力発電における水量管理のためのポンプアップなどの運用（ただし、市場価格に影響を与えない時間帯に行うものに限る。）等による停止。</u></p> <p>また、上記（f）にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（水力発電（流込式を除く。）の貯水量不足の場合もこれに同じ。以下本節において同様。）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、<u>継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合には公表対象となる</u>。他方で、<u>需要が低いときに行う出力抑制であって、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えない日常的な運用は、上記の「計画停止」と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない</u>。</p> <p><u>なお、公表対象外となる日常的な運用は、需要が低いときに行うもので、速やかに認可出力までの出力増が可能であり、市場価格やインバランス料金に影響を与えない場合に限る。そのため、燃料制約の対象に含まれる電源のDSSやバランス停止、ユニット差替え等の場合は公表対象外となる日常的な運用には該当しない</u>。また、停止や出力低下の原因として日常的な運用と他の理由が併存する場合は、一部の理由が日常的な運用であることをもって、公表対象外とすることは認められない。同様に、<u>24時間以内における240万kWh以上の出力低下の基準の算定との関係で、時間的に継続する出力低下について一部の時間を日常的な運用、その他の時間を他の理由を原因とするものとして、当該日常的な運用の時間を控除して算定することは認められない</u>。</p> <p>（注）例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記のただし書に該当せず、<u>継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下が合理的に見込まれる場合には公表対象となる</u>。</p>	<p><u>（日々停止：Daily Start and Stop（電力需要の低い夜間に停止し、翌日の朝方に起動する運用））、ユニット差替え等の日常的な運用停止については、公表対象となる発電ユニットの「計画停止」には含まれない</u>。また、上記にいう「出力低下」とは、発電ユニットが、停止（解列）には至らないものの電力系統に認可出力のうちの一部の容量分の電力を供給できないことを指し、例えば、設備の清掃・点検や不具合・故障等に伴う場合及び燃料制約（<u>燃料の残量により10万キロワット以上の出力の抑制が見込まれる場合に限る。</u>）や公害防止協定等の入札制約による場合は「出力低下」に含まれ、<u>24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる</u>。他方で、<u>出力は可能であるが需要が低いこと等により出力を抑制する日常的な運用は、上記のDSS等と同様、ここでいう「出力低下」には含まれない</u>。</p> <p>（注）例えば天災による設備の故障や生物発生による発電能力の制約等の場合は、単に未来の気候条件により発電量が低下する状況とは異なるため上記のただし書に該当せず、<u>出力低下の24時間以上の継続が合理的に見込まれる場合には公表対象となる</u>。</p>

改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (g)（認可出力10万kW以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止並びに<u>継続する24時間以内における合計240万kWh以上の出力低下に関する事実等</u>）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>② インサイダー情報の公表を行わないこと</p> <p>卸電力市場の健全性と公正性を確保するためには、卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼすインサイダー情報について、適時に公表を行うことが重要である。</p> <p>インサイダー情報のうち、(h) 広域機関の系統情報公開サイト（広域機関システム）において公表することとされる送電設備の運用容量や使用状況に関する事実等については、市場参加者は、同サイトを閲覧することにより卸電力市場の価格に重大な影響を及ぼす事実等を知ることが可能である。</p> <p>他方、インサイダー情報のうち (a) ないし (g)（認可出力10万キロワット以上の発電ユニットの計画外停止及び計画停止並びに<u>10万キロワット以上の出力低下に関する事実等</u>）については、一般に市場参加者が知り得る情報ではないため、停止又は出力低下する発電ユニットを保有する発電事業者が、以下に記載の時期及び方法等に従って、当該情報を公表することが適切である。</p> <p>(略)</p>

改 定 案

i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

公表内容	公表時期
計画外停止に関する速報 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止の日時 ● <u>停止の原因（不明である場合はその旨）</u> 	計画外停止の発生後 1 時間以内
計画外停止に関する詳報 <ul style="list-style-type: none"> ● 停止原因（不明である場合はその旨） ● 復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨） 	計画外停止の発生後 4 8 時間以内 （公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに）
復旧時期の公表	復旧時期の決定後速やかに

現 行

i 公表内容とその時期

《計画外停止の場合》

公表内容	公表時期
計画外停止に関する速報 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 停止した発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 停止の日時 	計画外停止の発生後 1 時間以内
計画外停止に関する詳報 <ul style="list-style-type: none"> ● 停止原因（不明である場合はその旨） ● 復旧見通し（見通しが立たない場合はその旨） 	計画外停止の発生後 4 8 時間以内 （公表した情報に変更・更新がある場合は、変更・更新についての決定後速やかに）
復旧時期の公表	復旧時期の決定後速やかに

改定案

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● <u>停止の開始時期</u> ● <u>停止からの復旧予定時期</u> ● <u>停止の原因</u> 	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

現行

《計画停止の場合》

公表内容	公表時期
計画停止の予定 <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 停止を予定する発電ユニットの名称・容量、当該発電ユニットが所在するエリア ● <u>停止を予定する期間</u> 	計画停止の決定後速やかに
計画停止の予定の変更	変更についての決定後速やかに
復旧時期の公表（公表済みの計画停止の予定どおりに復旧が行われる場合は不要）	復旧が行われる48時間前まで

改 定 案

《出力低下の場合》

公表内容	公表時期
<p>出力低下の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量（注）、当該発電ユニットが所在するエリア <p>（注）期間中に見込まれる出力低下量に幅がある場合には、その最大値、最小値及び平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出力低下の開始時期 ● 出力低下の解消時期の見込み（注） <p>（注）例えば燃料制約の場合、発電事業者がある時点の情報（燃料在庫、配線計画、今後の需要見通し）に基づき燃料制約の実施を決定する際には、この燃料制約量が出力低下の開示要件に該当する状況が解消すると見込まれる時期を登録するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出力低下の原因 	<p>継続する24時間以内において合計240万kWh以上の出力低下が見込まれた後速やかに</p>
公表された出力低下の見込みの変更（出力低下の解消時期の変更を含む。）	見込みの変更後速やかに
（削る）	（削る）

現 行

《出力低下の場合》

公表内容	公表時期
<p>出力低下の見込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 発電事業者名 ● 出力低下を見込む発電ユニットの名称・容量、見込まれる出力低下量、当該発電ユニットが所在するエリア ● 出力低下を見込む期間（期間中に出力低下量が変動する見込みである場合には、見込まれる期間中の出力低下量の最大値、最小値及び平均値） 	<p>24時間以上の出力低下が見込まれた後速やかに</p>
出力低下の見込みの変更	見込みの変更後速やかに
出力低下解消時期の公表（公表済みの出力低下の見込みどおりに出力低下が解消される場合は不要）	出力低下の解消時期の決定後速やかに

改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p>ii 公表方法</p> <p>(略)</p> <p>③ 相場操縦</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>ii 公表方法</p> <p>(略)</p> <p>③ 相場操縦</p> <p>(略)</p>
<p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(4)・(5) (略)</p>
<p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p>	<p>Ⅲ ネガワット取引分野における適正な電力取引の在り方</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p>	<p>Ⅳ 託送分野等における適正な電力取引の在り方</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p>	<p>Ⅴ 他のエネルギーと競合する分野における適正な電力取引の在り方</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>附則 本指針の適用</p>	<p>附則 本指針の適用</p>
<p><u>令和3年11月5日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>	<p><u>令和3年6月14日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>